

第一章 総 則

2012.8.25 確認・承認

2012.10.01 改定 1、10.10 改定 2

2012.12.1 改定 3、2014.2.22 改定 4

第 1 条

本会は、(燧)びんごの会と称し新居浜高専同窓会である「燧会」の中国支部広島東部地区の位置づけとし、事務所を会長宅とする。

第 2 条

本会は、会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年 2 回の懇親を行う。

第二章 会 員

第 3 条

本会は、次の会員をもって組織する。

新居浜工業高等専門学校卒業生 及び在学した者で、福山市 及びその周辺地域に居住もしくは勤務している者。

第三章 役 員

第 4 条

本会に次の役員を置く。

- 一 会長 (1名)
- 二 副会長 (2名)
- 三 会計監査 (2名)
- 四 会計 (2名)
- 五 庶務 (2名)
- 六 顧問 (若干名) (あきの会と合わせて、青野春水先生)
- 七 HP 担当 (1名)

会長、副会長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。会計 (2 名)、庶務係 (2 名)、HP 担当の選出については会長の指名とし、陣容についても会長が任意に変更することができる。

第四章 会 計

第 5 条

本会の運営は、燧会よりの交付金、寄付金 及びその他の収入をもって充てる。

燧会よりの支援金の使途

① 燧会 (総会、理事会) への出席補助金

出席者に対し、びんごの会から、以下の補助金を支給する。

総会出席 2 万円、 理事会出席 1 万 5 千円

②活動経費 (事務経費、他)

第6条

本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第五章 雑 則

第7条

本会則の変更は、役員会で決議し、会員の賛同を得るものとする。

附 則

①この会則は、平成25年1月1日から施行する。

②「びんごの会」は、燧会中国支部の位置づけになっており、広島西部地区「あきの会」と燧会理事、燧会会計窓口、及び燧会からの情報を、一体運営する。
総会、懇親会、及び支部HP作成は、個々に独立して行うが、それらの情報・案内は交換する。
また他地区の行事参加は自由参加とする。

(解説)

1. 会則の制定：2012. 8. 25 燧びんごの会の設立会において、参加者全員に承認された。
2. 改定1： 2012. 9. 29 役員会において、年会費の徴収を行わないことの変更を決めた。
3. 改定2： 2012. 10. 10 第4条の役員氏名を削除し、役員名は別途の名簿に記すこととした。
4. 改定3： 附則②を抹消した。 第1条および役員名簿に記載あり。
5. 改定4： 会の名称を、通称を「びんごの会」とした。HPには「燧びんごの会」のままとする。
「福山支部」から「中国支部広島東部地区」へ変更した。
役員に、「顧問」と「HP担当」を追加した。
あきの会との関係を記入した。